

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 2年5月29日

経理責任者

独立行政法人地域医療機能推進機構東京城東病院

院長 中馬 敦

1 競争に付する事項

(1) 調達件名及び数量

東京城東病院附属介護老人保健施設 床頭台付カードテレビ等の設置運営契約

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 履行期限（期間）及び貸付期間

令和2年9月1日～令和9年8月31日

(4) 履行場所

独立行政法人地域医療機能推進機構東京城東病院

(5) 入札方法

総合評価落札方式

2 競争に参加する者の必要資格に関する事項

(1) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下「契約事務細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助者であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

【参考】契約事務細則抜粋

第5条 経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

- 一 契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

(2) 契約事務細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】契約事務細則抜粋

第6条 経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実が

あつた後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用者についても、同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 二 公正な競争の執行を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があつた後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行つた者
- 2 経理責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 第1項の期間その他必要な事項は、別に定める。
- (3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供」等でA・BまたはC等級に格付され、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載したもの、又は過去2年間において虚偽の事実を記載したものを提出したことがある者、あるいは経営状況又は信用度が極度に悪化したもの等については、競争に参加させないことがある。
- 3 契約条項を示す場所
〒136-0071 東京都江東区亀戸九丁目13番1号
独立行政法人地域医療機能推進機構東京城東病院 総務企画課（経理）契約係
電話 03-3637-2561
- 4 入札書交付方法
本広告の日から令和2年6月30日（火）まで「機密保持に関する誓約書」（病院HPよりDL）及び平成31年度以降の厚生労働省参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しと引き換えに交付する。（名刺持参のこと）
- 4 競争入札執行の場所及び日時
(1) 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先上記3に同じ。

(2) 入札書の受領期限

令和 2年 6月30日（火） 17時00分

（郵送する場合には受領期限までに必着のこと。）

(3) 開札日時及び場所

令和 2年 7月3日（金） 10時30分 3階会議室

5 その他必要な事項

(1) 入札保証金及び契約保証金 「免除」

(2) 入札及び契約手続に使用する言語及び通貨 「日本語及び日本国通貨」

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に2(1)の証明となるもの及び仕様書において定めるものを添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から上記証明となるもの等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 「要」

(6) 契約の相手方の決定方法

契約事務取扱細則第34条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った入札者の中から、総合評価方式により交渉権者を決定する。その者が複数の場合は、総合評価方式をもって得られた値が最も大きい入札者から交渉順位を付するものとし、第一交渉権者決定後はその者と直ちに交渉し、契約価格を決定する。ただし、交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合は、経理責任者は、交渉順位に従い、他の交渉権者と交渉を行うことができる。

(7) 詳細は入札説明書による